

## 平成30年度第3回桐友会連絡会

平成30年11月8日

那覇地方法務局3階専用会議室

- 1 法務局からの連絡事項等
  - (1) 不動産登記部門
    - ア 司法書士法等の規定に違反する事実の有無に関する実態調査の実施について
    - イ 要望事項について  
別紙1のとおり
  - (2) 法人登記部門
- 2 法務局からの協議・説明事項等
  - (1) 長期相続登記未了土地解消作業について
  - (2) オンライン申請の利用状況について
  - (3) 法人設立登記の印鑑届出の任意化について
  - (4) 租税特別措置法第84条の2の3第2項の免税措置について
  - (5) その他
- 3 司法書士会からの協議・連絡事項等
- 4 土地家屋調査士会からの協議・連絡事項等
- 5 公共嘱託登記土地家屋調査士協会からの協議・連絡事項等  
別紙2のとおり
- 6 今後の日程について  
沖縄県桐友会（全体会議） 平成30<sup>1</sup>年2月22日（金）
- 7 その他

(別紙 1)

## 要 望 事 項

不動産登記部門

- 1 抵当権等の抹消及び追加における共同担保目録番号の入力について  
オンライン申請の場合、共同担保があるとき（抵当権抹消登記、追加設定等）は、申請庁（他庁分は含まない。）の共同担保目録番号は、申請情報の「その他の事項欄」にではなく、「不動産の表示欄」に入力願いたい。  
なお、他管轄の物件や他管轄の共同担保目録番号については、「不動産の表示欄」にではなく、「その他の事項欄」に入力願いたい。  
（本年度第 1 回桐友会連絡会で連絡済み、別添チラシ参照）
- 2 表示登記のオンライン申請における補正について  
表示登記のオンライン申請において、補正の送信の際に、補正対象以外の添付情報を削除しないまま送信した場合は、添付情報も再出力されるため、削除して送信願いたい。
- 3 登記相談依頼書の様式について  
登記相談依頼書については、平成 29 年度桐友会連絡会検討部会で検討し県司法書士会及び県土地家屋調査士会を通じて本年 3 月末から新様式により提出することとしているところ、異なる様式（旧様式）での提出があり必要事項を追加して聴取する場合があるので、定められた様式での提出を徹底されたい。

## 第3回桐友会連絡会での検討事項について

那覇地方法務局発注「登記所備付地図作成作業」において設置された基準点成果について現在、一部地区の基準点成果については、国土地理院沖縄支所のホームページで公開されておりますが、それ以外の基準点成果については公開されておられません。

高精度で作成された地図の基礎となる基準点でありますので、地籍の安定という目的からも是非とも法務局として公開していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

## 【公開されている地区】

平成 27 年度那覇市久茂地二丁目、久茂地三丁目及び牧志一丁目の各一部地区
平成 28 年度那覇市泉崎一丁目、久茂地一丁目の一部地区

## 【公開されていない地区】

平成 9 年度 那覇市宇栄原地内
平成 14 年度 那覇市小緑一丁目地内
平成 18 年度 那覇市樋川一丁目地内
平成 19 年度 那覇市楚辺一丁目、同字楚辺、同字二中前、同字古波蔵の一部区域
平成 20 年度 那覇市楚辺二丁目、同字古波蔵の一部区域
平成 21 年度 那覇市高良一丁目、二丁目地内
平成 22 年度 那覇市字古波蔵、古波蔵二丁目地区
平成 23 年度 那覇市字与儀及び同市与儀一丁目、二丁目並びに 同市古波蔵四丁目地内
平成 24 年度 那覇市山下地区
平成 25 年度 那覇市松尾一丁目及び久茂地三丁目の一部地区
平成 26 年度 那覇市松尾二丁目、牧志一丁目、及び樋川二丁目の各一部地区

受付No.

平成 年 月 日

那覇地方法務局

部門, 支局, 出張所 御 中

※ 申請する登記事件の管轄登記所宛てに提出願います。

### 登記相談依頼書

※ 各欄が不足する場合は適宜の継続用紙を使用願います。

相談者	<input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> 土地家屋調査士 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> ( ) 事務所所在地 <input type="checkbox"/> 官公署名 ( ) 氏名	(市・区・町・村まで)
連絡先電話番号	TEL — —	(内線) ※資格者代理人(本人)に回答します。
区分 登記の目的	<input type="checkbox"/> 表示 1表示 2分筆 3合筆 4地変 5地更 6床変 7滅失 8地図 9その他	
	<input type="checkbox"/> 権利 1保存 2相続 3贈与 4変更 5抵当 6根抵当 7抹消 8名変 9その他	
	<input type="checkbox"/> 商・法 1設立 2商号 3目的 4本店移転 5役員変更 6その他	
物件の表示 又は商号・本店 所在の表示 (必ず記載)	<input type="checkbox"/> 不動産  <input type="checkbox"/> 法人	
申請予定時期	平成 年 月 日頃	
相談内容		
問題点(必ず記載)		
問題点に対する資格者代理人(本人)の見解及びその根拠(必ず記載)		
根拠条文及び根拠(関係)資料の表示(必ず記載の上, 添付すること)		

※登記相談依頼書及び根拠(関係)資料に記載された個人情報、登記相談のためにのみ利用し、それ以外の目的のために利用することはありません。ただし、相談内容については、個人情報に配慮した上で、資格者代理人団体に情報提供させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

#### 【法務局使用欄】

回答日時	平成 年 月 日	午前・午後	時 分
回答要旨			

# オンライン申請における登記事項等の入力について（お願い）

いつもオンライン申請に御協力いただきありがとうございます。

さて、オンライン申請をしていただくことで記入処理が簡略化され、事件処理が早くなるほか、誤記入が少なくなることから適正・迅速な事務処理につながり、利用者の皆様の利便性向上が図られることは既に御承知のことと思いますが、反面、オンライン申請の際の入力内容に誤りや入力規則違反があると、かえって事件処理が遅くなるとともに、過誤登記の原因ともなりかねません。

つきましては、オンライン申請用ソフトにより登記事項等を入力する際は、以下の点にくれぐれも御注意いただくよう、お願いいたします。

<b>所有者等の 住所・氏名</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・登記名義人表示変更登記を申請する際は「事項名」欄にも「住所」又は「氏名」を入力する。</li><li>・住所や氏名の途中にスペース（空白）は入れられない。住所の地番と部屋番号等が数字で続く場合にはナミダ点「.」で区切る。</li><li>・外国人の氏名が記号で区切られている場合は中点「・」を使用する。</li><li>・住所に「那覇」の外字は使用しない。</li><li>・住所は「沖縄県」から入力する。</li><li>・〇丁目の数字は漢数字を使用する。（「一丁目」「二丁目」等）</li></ul>
<b>登記原因</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・例えば抵当権設定登記における原因が長文となる場合であっても途中で改行はしない。</li></ul>
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>●共同担保物件がある場合<ul style="list-style-type: none"><li>・自庁管轄の共担番号は「不動産の表示」欄に入力する。</li><li>・他庁管轄の物件を入力する必要があるときは「管轄外の物件」欄に入力する。</li><li>・他庁管轄の共担番号を入力する必要があるときは「管轄外の物件」欄の「その他事項」欄に入力する。</li></ul></li></ul>

那覇地方法務局